

令和3年度総社市サテライトオフィス誘致業務委託プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、総社市サテライトオフィス誘致業務委託の受注候補者決定に当たり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提案内容を書類審査及びプレゼンテーション審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

2 提案者が3者以下の場合、書類審査は実施しない。

3 提案者が4者以上の場合においては、書類審査を実施し、上位と評価された3者により、プレゼンテーション審査を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該業務委託公募型プロポーザルの募集に定める応募要件を満たしていることの資格審査は魅力発信室が行う。

(書類審査)

第4 書類審査は、次に掲げる者を指名し、企画提案書等の評価を行う。

- (1) 魅力発信室長
- (2) 魅力発信室長代理
- (3) 魅力発信室
- (4) 産業部長
- (5) 企業誘致商工振興課長
- (6) 企業誘致商工振興課課長補佐

(プレゼンテーション審査)

第5 プレゼンテーション審査は次に掲げる者を指名し、企画提案書等及び提案者からの事業説明を含むプレゼンテーションにより評価を行う。

- (1) 魅力発信室長
- (2) 魅力発信室長代理
- (3) 魅力発信室
- (4) 産業部長
- (5) 企業誘致商工振興課長
- (6) 企業誘致商工振興課課長補佐

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

- (1) 業務の目的の理解
- (2) 提案内容

(3) 業務遂行能力

(4) 業務執行体制

(5) 委託料

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「総社市サテライトオフィス誘致業務委託プロポーザル審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第8 提案者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、経費見積書の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

総社市サテライトオフィス誘致業務委託プロポーザル審査シート

審査員氏名：

参加者名：

<審査項目及び点数>

| 審査項目 | | 審査対象 | 審査の観点 | 配点 | 重要度 | 得点 |
|------------------|----------|----------|--|----|-----|------|
| 提案内容 | 業務の目的の理解 | 全般 | 業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか。 | ／5 | ×3 | |
| | 提案内容 | 誘致戦略の策定 | ・地域資源や地域課題の分析・整理の方法は適切であるか。 ・戦略策定・プレゼン資料作成の創意工夫がなされているか。 | ／5 | ×3 | |
| | | 面談機会の提供 | ・イベント等の開催方法及び個別面談機会の設定方法は適切であるか。 ・イベント等や個別面談への参加企業の募集方法は適切であるか。 | ／5 | ×3 | |
| | | その他の創意工夫 | ・市のサテライトオフィス立地や視察につなげるための創意工夫がなされているか。 ・その他の創意工夫がなされているか。 | ／5 | ×3 | |
| 業務を適正かつ誠実に履行する能力 | 業務遂行能力 | 全般 | ・本業務に類する業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。 | ／5 | ×4 | |
| | 業務の執行体制 | 全般 | ・業務の執行体制は適切か。 ・作業量は適切か。 | ／5 | ×3 | |
| | 製作費用 | 全般 | ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。 | ／5 | ×1 | |
| | | | | | | ／100 |

点数の基準

5・・・特に優れている 4・・・優れている 3・・・創意工夫が認められる
2・・・いくつかの創意工夫が認められる 1・・・仕様を満たしている。